公益財団法人佐賀市スポーツ協会スポーツ功労者表彰規程

- 第1条 この表彰は、本市のスポーツの健全な普及、発展に貢献し、その成績 が特に顕著であった団体及び個人に対して行う。
- 第2条 表彰される者の決定は、定款第36条に掲げる団体及び佐賀市教育委員会の推薦に基づき、公益財団法人佐賀市スポーツ協会(以下「協会」という。)の理事会が審査した結果に基づき、協会の会長が行う。
- 第3条 協会は、第1条に該当するものがあるときは、佐賀市民スポーツ大会 の2週間前までに理事会において、該当者について推薦書に下記事項を記載 した書類によって審議する。

推薦対象は、団体及び個人それぞれ1つとする。

(ただし、特別の場合はこの限りではない。)

- 1. 氏名又は団体名
- 2. 住所又は所在地
- 3. 推薦理由
- 第4条 この表彰は、前回の市民スポーツ大会からその年の市民スポーツ大会 に至る期間中の第1条該当者に対して行う。
- 第5条 表彰は、会長が佐賀市民スポーツ大会の開会式の際に表彰状を授与する。
- 第6条 表彰状の様式は、特別のものを除き別紙のとおりとする。

附則

- 1 この規程は、昭和43年第21回市民体育大会から施行する。
- 2 この改正規程は、平成15年5月13日から施行する。
- 3 この規程は、公益財団法人佐賀市体育協会の設立の登記の日から施行する。
 附 則

(施行期日)

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。